

令和6年1月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年1月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1番	玉造一雄	3番	山中悦朗
5番	宮本清美	6番	坂本正行
7番	鈴木茂	8番	池田勇
9番	境政一	10番	大塚徹
11番	石津昭彦	12番	原範子
13番	池田治和	14番	田内一郎
15番	溝口竜生	16番	間山房枝
17番	立花紀貴	18番	高橋克美
19番	國府田代治郎		

欠席委員（2名）

2番	安藤和利	20番	吉川弘
----	------	-----	-----

事務局職員（2名）

局長補佐	菅野裕之	主幹	大川泰裕
------	------	----	------

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時35分>

玉造一雄会長職務代理者 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は、吉川会長が本総会に出席できない旨の連絡がございましたので、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び、神栖市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長職務代理者である私が、議長を務め議事を整理しますので、ご協力をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年1月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、2番安藤和利委員、20番吉川弘委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に10番大塚徹委員、11番石津昭彦委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第3号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくをお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、新規就農のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラク

ター1台で、農作業に従事する日数は年間250日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。内容については事務局の説明のとおりでございます。譲受人から連絡があり現地を確認しました。すでに建っているハウスをそのまま使い、新規就農でピーマンを作るそうで、頑張ってもらいたいと思います。担当委員としては異議ございません。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の賃借人、貸貸人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため申請地を賃貸借により借り受けするものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台で、農作業に従事する日数は年間200日、耕作計画は米となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。賃借人から連絡があり現地を確認しました。申請内容は、事務局説明のとおりです。担当委員としては異議ございませんが、皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権の設定について、番号2及び番号3を関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)賃借権の設定、番号2及び番号3について関連ということで事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2及び番号3の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため申請地を賃貸借により借り受けするものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機5台で、農作業に従事する日数は年間330日、耕作計画は米となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。先日、賃借人と現地を確認しました。2件とも賃貸人が高齢で今後耕作できないということで、賃借人が借り受けるとのことでした。高齢化問題で耕作放棄地になる前に担い手に耕作して頂くということで、良いことでもあり問題ないと思います。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は専用住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。本案件につきましては、子供が家を建てるために親が土地を贈与するという事です。現地を確認しましたが、周辺は住宅地になっておりまして、特に問題ないと思います。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を1月10日に行いました。申請内容については事務局の説明のとおりであります。申請者は自己住宅を建築するため、利便性が良く安心して住める土地を取得したいとのこととあります。申請地は農用地区域外であり、住宅地等に隣接しており、開発行為許可申請済みとのことなので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、賃貸借による賃借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。本案件につきましては、1月11日に現地確認を行いました。申請地周辺は、主要道路側は住宅が建ち並んでますが、空き地が目立つ地域であります。この度、太陽光発電設備の設置ということで、担当としては許可相当かと思えます。委員の審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は駐車場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。本案件につきまして現地確認をしました。申請地は水稻を長年耕作していましたが、昨年大雨により隣接地で鉄屑業の会社から大量のオイルが流れ込み、作物がダメになってしまった土地です。今後も安心して耕作できない状態であるとのことから、近隣で中古車販売業の会社から駐車場として使いたいとの要望があり今回の申請に至ったとのことです。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は資材置場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。本案につきましては、1月11日に現地確認を行いました。申請地周辺は空地が目立ちますが、近くに老人ホームがあり担当委員としては問題ないかと思えます。皆様方の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 長 次に、担当委員の説明でございますが、吉川会長の担当地区でございますので、隣接委員である鈴木委員に説明をお願いいたします。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。申請地周辺は住宅街化しており、隣接委員としては問題ないかと思えます。

更なる委員の審議をお願いいたします。

議長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第3号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は1月22日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の國府田委員、池田委員、間山委員、境委員、事務局2名と私の9名で行いました。最初に、番号1日川地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号2知手地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号3奥野谷地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4奥野谷地内の農地の状況は、竹林等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5奥野谷地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号6溝口地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1の調査にあたっては、1月9日火曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、担当地区委員の鈴木委員、事務局2名と私の6名で行いました。また、番号2ないし番号3の調査にあたっては、先程の議案第3号と同様に行いました。最初に、番号1太田地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2知手地内の農地の状況は、倉庫及び駐車場として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3深芝地内の農地の状況は、建物が建っており非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書についてを、一括して事務局に報告を求めます。局長補佐。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年12月13日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年12月15日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年12月15日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで令和5年12月27日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号5につ

いてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月4日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は共同住宅ということで、令和6年1月5日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、土地交換による所有権の移転ということで、令和5年12月21日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、土地交換による所有権の移転ということで、令和5年12月21日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和5年12月22日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は1件で、令和5年12月21日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年1月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時15分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議長（会長職務代理者）

議事録署名人

議事録署名人